

○ 変更の内容

別表の説明に以下を追加します。

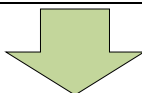
「建築物及び工作物の外観各面（開口部含む。）の95%以上については、色彩基準の範囲内とする。その範囲を超える色彩を使用する場合には、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。」

○ 変更のか所

（52ページ）

※別表 色彩基準

色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P 赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0 以下	4.0 以下



※別表 色彩基準

建築物及び工作物の外観各面（開口部含む。）の95%以上について、下表の範囲内とする。下表の範囲を超える色彩については、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。

色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P 赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0 以下	4.0 以下